

総会開催結果

作成日：令和3年12月28日

1	総会名	令和3年12月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和3年12月22日（金） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		阿部 成子	○
		2		兼澤 修悟	×
		3		藤原 長英	○
		5		北田 和紀	○
		6		三浦 英敏	○
		農地利用最適化推進委員			
			担当地域	氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鍬		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○
				三浦 茂男	○
農業委員会事務局		主任主査 三浦 ゆり			
5	議 事		付議	承認	
	報 告	【報告第6号】農地法第3条の3第1項の規定による届出について（4件）			
	議 案	【議案第23号】利用権設定について	1	1	
		【議案第24号】農地法の適用外証明願について	5	5	
		【議案第25号】大槌農業振興地域整備計画変更案に係る意見書提出について	1	1	
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）			

総 会 議 事 録

【議 長】

定刻となりましたので、只今より令和3年12月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち6名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

2番 兼沢 修悟委員より欠席の旨通告がありました。

【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和3年12月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、6番 三浦 英俊委員と7番 阿部 義正 委員を指名いたします。

【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局、お願いします。

《事務局》

(報告を読み上げ。)

【議 長】

続きまして、日程第4 議案第23号 利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

《事務局》

(議案第23号の番号1を朗読。)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

ないようですので、原案は決定いたしました。次の議案に移ります。
議案第24号農地法の適用外証明願 番号1について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

(議案第24号の番号1を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男
推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

ここの場所は、もと田んぼというところで、行ってみるとけっこう土砂というか土を盛り土した形の中で整備されたような感じで見ました。その敷地部分については、アスファルトの舗装で、駐車場にもなっているところなんですが、結構広い範囲でアスファルト舗装なっていて残りの部分については草地というか、草が生がっているとか、そういうようなことの中で、畑の部分は、畑というか、家庭菜園的なものが一部ありましたが、その部分をみても土というよりも小石が結構混ざったような畑で、見るからにあまり適さないような形の中でなんか家庭菜園で栽培しているところが若干あったというようなことで、その他見れば、ほとんど農地という感じで見られる場所じゃないということで適用外証明もやむを得ないのかなというふうな形で見てきました。以上です。

【議 長】

これについての確認書は。

《事務局》

(確認書11を朗読)

【北田委員】

説明ちょっと漏れてましたけども、その中には物置という形で建物が建っててましたけども結構大きい建物で、ちょっとした小さい家に直すこともできるような倉庫が1棟建ってましたので付け加えておきます。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

【委 員】

申請の土地が■■■■■■■■■■てなっていて、登記の住所が■■■■■■■■■■となっていますが、■■と■■の違いというのはどうなっているの。

《事務局》

■■は自宅ですね。

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、番号2について、説明をお願いします。

《事務局》

(議案第24号の番号2を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

ここは■■■■の建物の敷地の隣地の部分ていうか、土地を貸しているのか、半端な部分が残ってしまったていうようなことのようにです。全体的には3坪ほどですが、細長く■■■■の隣地の柵に沿った形の中で細長く出てきてる部分ていう、本当に中途半端だから細長くその部分だけ余ってるてな感じで、農地も何ももう問題以前の問題で、しょうがないなど。

【議 長】

これについても検討事項についての説明があります。

《事務局長》

(確認書13を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですね。それでは、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、番号3について、説明をお願いします。

そこも雑草地とか、あとはタラップの木だとかが植えさってんだか自然に生えたのかわかりませんがそういうのもあって農地という感覚はなく原野的な感じで見られました。入口の部分については草地になってましたけども、駐車場という形で利用したりして、若干平らになってますが、車の出入りをしてたという話をしてましたので、ここも農地としてはどうかというふうな形で見てきました。あとは■番ですか。ここの雑種地については、津波の浸水地の部分になってるということで聞いてきましたけど、ここも草地というか、草がもう生がっているような状況で、現状は何もしてないという形で見てきましたし、■■■■■は完全に杉林というか山という形でした。整備もされてないから木そのものも太いものから細いものからいろいろありましたけども、ほとんど山ということで、農地としてはとても見れない。あとは畑の部分についても本人の話だと自分はとても体力もない、年も取ってきて杖ついて歩く状態で 農業やれる状態ではない。後継者である長男の方もいましたけど、こちらの方へは住まいを置いていない、■■■■■で住んでいるというようなことでなかなかこういう用事があった時しか来れないということで、農業やる気も当然ないし。本人も農業はできないというふうなことで話してましたので、しょうがないというか、やむを得ないという形で見てきました。以上ですね。

【議 長】

適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

(確認書 18 を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、番号 5 について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

(議案第 24 号の番号 5 を朗読)

【議 長】

これについても北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

■■■■■の■■■■■の畑ですが、ここは震災地で水が入った地域になってます。それで津波で流された石垣の石等が崩れ落ちているような状況で、農地の回復はとてもできる見

込みがない場所になってました。現状も草が生がったままなあって、ほとんど手付かず状態という形になってましたので、ここも厳しいなという形で見ました。

、畑の部分ですが、ここは完全にもう山で、杉の木かな、生がってて、そんな状況ではないというふうなことで、若干、杉の木が生がってる部分については平らな部分で、昔農地だったのかなという形で見れますけど、現状はほとんど山という形になってます。

かな、この部分については、山的な形で杉の木が生がってると。手前の方の部分については雑木みたいな、これから木が大きくなるのかなと雑木みたいなのがどんどん生がってきて、とても耕作できるような場所ではないというふうなことで、適用外はやむを得ない場所だなという形で見てきました。以上です。

【議 長】

適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、説明をお願いします。

《事務局》

(確認書 20 を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第 25 号大槌農業振興地域整備計画変更案に係る意見書提出について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

(議案第 25 号の番号 1 を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局の説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、町長へ問題なしと報告いたします。

【議 長】

続きまして、報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出 番号1について 事務局から説明をお願いします。

《事務局》

(報告第6号の番号1を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局の説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですね。続きまして、番号2について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

(報告第6号の番号2を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですね。それでは番号3について、説明をお願いします。

《事務局》

(報告第6号の番号3を朗読)

【議 長】

それについても特になければ。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですか。それでは番号4について、説明をお願いします。

《事務局》

(報告第6号の番号4を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】本日の議案は、以上です。
その他説明をお願いします。

《事務局》

(今後の予定を説明)

【議 長】

これをもって、農業委員会12月総会を閉会いたします。

10時50分終了